

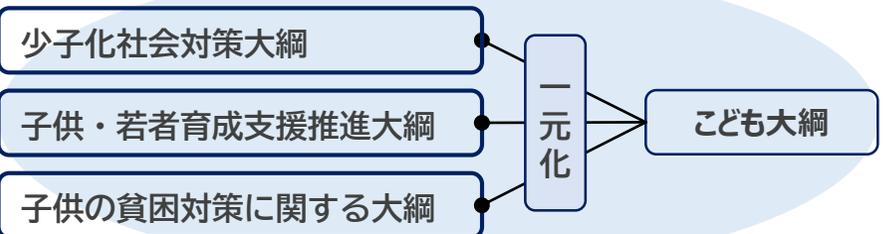
## 1 基本的な考え方（方向性）

- 次の考え方を基本として、策定段階毎にこども・若者からの意見を聴き、北海道こども施策審議会における調査審議や議会議論などを踏まえて策定。

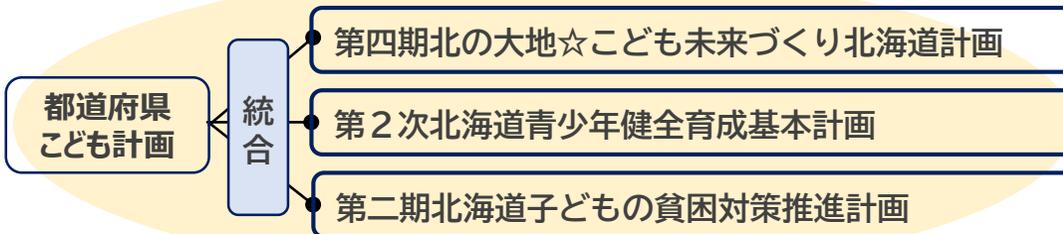
### （1）構成

- こども基本法（R5.4施行）に基づき、こども大綱（R5.12閣議決定）を勘案し、現計画、北海道青少年健全育成基本計画、北海道子どもの貧困対策推進計画の3計画を統合（関連計画を包含）。

【国】



【道】



### （2）策定のポイント（イメージ）

#### ①計画策定の根拠等

こども基本法第10条に基づく「都道府県こども計画」として策定

#### ②基本理念

こども大綱が目指す、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

#### ③取組の方向性

こども大綱に示された事項を踏まえて追記・修正

# 次期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」関連計画

## 計画の位置づけ

No	計画名	根拠（法・通知）	第四期	第五期
1	<b>都道府県こども計画</b>	こども基本法第10条	—	<b>新規</b>
2	都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条	包含	包含
3	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（令和5年3月31日付子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知）	包含	包含
4	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども子育て支援法第62条	包含	包含
5	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	包含	包含
6	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定について（平成30年7月6日付子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）	包含	包含
7	<b>都道府県子ども・若者計画</b> 【第2次北海道青少年健全育成基本計画】	子ども・若者育成支援推進法第9条	個別	<b>統合</b>
8	<b>都道府県子どもの貧困対策計画</b> 【第二期北海道子どもの貧困対策推進計画】	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条	個別	<b>統合<sub>2</sub></b>

# 各関連計画の構成要素

## ■ 第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」

### 条例 (※) に基づく基本的施策等

- ・社会全体による取組促進
- ・子どもの権利及び利益の尊重
- ・地域における子育て支援体制等の充実
- ・保育サービス等の充実
- ・雇用環境等の整備
- ・母子保健医療体制等の充実
- ・児童健全育成等の促進
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・教育環境の整備
- ・生活環境の整備
- ・経済的負担の軽減

### 目標達成に向けた重点的な視点

- 【第1の視点】 待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保
- 【第2の視点】 子育て世帯の経済的負担の軽減
- 【第3の視点】 官民が協働した子育て支援施策の推進
- 【第4の視点】 仕事と家庭の両立支援の推進
- 【第5の視点】 子育てを地域で支え合う仕組みづくり
- 【第6の視点】 社会的養育の推進
- 【第7の視点】 児童虐待防止対策の推進

(※) 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

## ■ 第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」

### 子どもの貧困対策に向けた重点施策

- ・相談支援
- ・教育支援
- ・生活支援
- ・保護者に対する就労支援
- ・経済的支援

## ■ 第2次「北海道青少年健全育成基本計画」

### 施策の基本方針

- I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり
- II 青少年の自立を促す環境づくり
- III 社会環境の浄化の促進
- IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止

# 次期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定に向けた基本的な考え方（案）

こども大綱（項目）	主な内容
こども施策に関する基本方針	こども・若者の最善の利益を図る 等
こども施策に関する重要事項	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 等
こども施策を推進するために必要な事項	こども・若者の社会参画による施策への意見反映 等

## （3）対象期間

- こども大綱がおおむね5年後を目途に見直すこととされていることを踏まえ、現計画同様5年とする。

## 2 想定スケジュール

時期	こども施策審議会	こども施策部会	議 会	パブコメ
R 6. 5	第1回（基本的な考え方協議）	第1回（基本的な考え方協議）		
6			二定・前日委員会（基本的な考え方報告）	
8	（部会での審議状況情報提供）	第2回（骨子案協議）		
9			三定・前日委員会（骨子案報告）	
10	（部会での審議状況情報提供）	第3回（素案協議）		
11			四定・前日委員会（素案報告）	
12				開始
R 7. 1	第2回（案協議）	第4回（案協議）		取りまとめ
2			一定・前日委員会（案報告）	結果公表

※次期計画の策定と合わせて条例の見直しも同様のスケジュールで進めていくこととする。